

公共随契による貸付結果一覧表（令和7年10月契約分）

整理 番号	所在地	現況 地目	面積 （平方メートル）	契約 年月日	年額貸付料 （円）	契約期間	契約相手方	法人番号	用途	減額 貸付 の有無	定期 借地権 の設定 の有無	価格形成 上の減価 要因	備考
1	新潟県魚沼市湯之谷 芋川字大鳥国有林 264林班い1小班	山林	74	R7.10.1	3,000	R7.10.1～ R9.3.31	電源開発送変電ネットワーク 株式会社 川越送変電統括事業所 長	8010001199765	電気事業用地保 線 巡視路敷	—	—	—	
2	茨城県大子町大字小生 瀬字猪ノ子国有林2070 林班ほ小班ほか	山林	7,584	R7.10.1	—	R7.10.1～ R12.9.30	茨城県知事	2000020080004	遊歩道敷	—	—	—	無償貸付
3	福島県伊達郡川俣町飯 坂字花塚山外1国有林 159よ林小班	山林	84	R7.10.7	3,000	R7.10.7～ R8.3.31	川俣町長	9000020073083	工事用地敷	—	—	—	
4	栃木県日光市日光字奥 日光国有林1108林班ハ 9小班	山林	1	R7.10.10	—	R7.10.10～ R12.3.31	日光市長 瀬高 哲雄	6000020092061	防災無線敷	—	—	—	無償貸付
5	東京都小笠原村母島字 庚申塚 石門山国有林 24り林小班	山林	334	R7.10.10	—	R7.10.10～ R11.8.31	東京都 小笠原支庁長 大場 雄二 郎	8000020130001	落石防護柵設置 敷	—	—	—	無償貸付
6	新潟県村上市小谷字大 丸山347国有林1021林 班い1小班	山林	2,361	R7.10.15	—	R7.10.15～ R11.10.31	村上市長 高橋 邦芳	7000020152129	市道敷	—	—	—	無償貸付
7	新潟県妙高市大字関山 字妙高国有林27林班 ね小班	山林	480	R7.10.17	—	R7.10.17～ R12.3.31	新潟県 上越地域振興局長	5000020150002	道路敷（雪崩対 策施設）	—	—	—	無償貸付
8	福島県須賀川市上小山 田字東山国有林1205こ 1小班外	雑種地	217	R7.10.17	—	R7.10.17～ R9.3.31	須賀川市長 大寺 正晃	7000020072079	市道敷（市道 6428号）	—	—	—	無償貸付
9	福島県双葉郡楡葉町大 字井出字羽山国有林655 林班は小班外	山林	282	R7.10.21	3,000	R7.10.21～ R8.3.31	福島県知事 内堀 雅雄	7000020070009	資材運搬用荷揚 敷 搬出資材置場	—	—	—	
10	栃木県那須郡那須町大 字大島字道西外1国有林 181林班イ小班 外	雑種地	83,808	R7.10.23	—	R7.10.23～ R8.3.31	那須町長	8000020094072	集約地敷外	—	—	—	無償貸付

11	福島県二本松市永田字 長坂国有林13ハ1林小班	山林	本柱：11本	R7.10.27	37,840	R7.10.27～ R37.3.31	東北電力ネットワーク株式会社 福島電力センター所長	7370001044201	高圧電線路敷	—	—	—	
12	福島県二本松市永田字長 坂国有林12い林小班外	山林	112	R7.10.27	3,000	R7.10.27～ R8.3.31	二本松市長	2000020072109	モノレール敷	—	—	—	
13	福島県喜多方市山都町 一ノ木字飯豊山国有林 3 2 4 林班へ小班 外	山林	242	R7.10.27	—	R7.11.4～ R12.3.31	福島県 喜多方建設事務所長 杉 原 雅人	7000020070009	道路敷	—	—	—	無償貸付
14	福島県東白川郡矢祭町 大字大垵字東山国有林 65林班ろ1小班外	山林	265	R7.10.28	3,000	R7.12.1～ R8.3.31	矢祭町長 佐川 正一郎	5000020074829	モノレール敷 資材置場敷	—	—	—	
15	福島県岩瀬郡天栄村大 字羽鳥字一本木国有林 1130ち外	山林	本柱：4本 1 径間	R7.10.31	15,480	R7.10.31～ R10.3.31	東北電力ネットワーク株式会社 白河電力センター 所長 三上 覚	7370001044201	高圧電線路敷	—	—	—	

1. 本一覧表は、公共随契により貸付けをした物件について一件別に記載しております。
2. 減額貸付の有無は、法令の規定に基づき減額貸付けを行った場合に「○」を記載しております。
3. 年額貸付料について、貸付期間が1年未満の場合は当該貸付期間に対応する貸付料を記載しております。
4. 定期借地権の設定の有無について、定期借地権（借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する借地権及び第23条第1項又は第2項に規定する借地権をいう。）を設定している場合に「○」を記載しております。
5. 価格形成上の減価要因は、以下に掲げる場合に要因を記載しております。なお、複数の減価要因がある場合には、主たる要因を記載しております。
 - ・ 予定価格の算定に当たり、建物解体撤去を減価要因とした場合
 - ・ 予定価格の算定に当たり、地下埋設物、土壌汚染等の瑕疵を減価要因とした場合